



# 須木庁舎だより 9月号

2020 NO. 142



## みんな元気に「すき学園学習会」



ピザづくり  
体験学習

陶芸  
教室

編集発行／小林市須木庁舎地域振興課  
〒886-0192 小林市須木中原1757番地 TEL.0984-48-3130 FAX.0984-48-2269  
ホームページ PC <http://www.city.kobayashi.lg.jp>  
携帯版 <http://www.city.kobayashi.lg.jp/i/>

## ドリーム・ジャンボ学園が開催されました！



7月16日（木）、須木総合ふるさとセンターでドリーム・ジャンボ学園が開催されました。職業学習の支援、生徒の夢の選択肢増加、就労意欲の増進を目的としており、今回はJICA青年海外協力隊南アフリカ共和国派遣 山本 慎司さんを講師として招き、講演が行われました。都立高校の数学教師である山本さんは、南アフリカ共和国の学校でも数学を教えています。任地先の学校と日本の学校との違いや、文化の違いをクイズを交えての講演でした。山本さんからの質問に、中学生も積極的に意見を発表していました。

## 第70回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



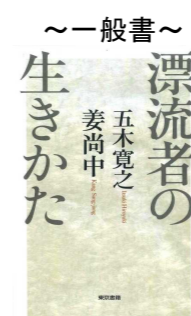
7月1日（水）に小林地区保護司会、小林地区更生保護女性会の皆さんが須木庁舎を訪問され、内閣総理大臣からの社会を明るくする運動のメッセージを伝達されました。

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。

小林地区保護司会の椎屋会長より永野須木総合支所長へ内閣総理大臣からのメッセージが伝達され、更生保護の現状と今後の課題について話されました。

須木区域の人口  
R2. 8. 1日現在  
人口  
男 716 人  
女 812 人  
計 1,528 人  
世帯数 856 世帯

著者・五木 寛之  
姜尚中  
発行・東京書籍  
【お問合せ】須木分館  
☎四八二九五四



『漂流者の生きかた』  
『おすすめ本の紹介』

見えない時代をどう生きるのか？ 現実の切実な問いに五木寛之氏と姜尚中氏がともに向き合い、生き方を模索した対話集。自宅で過ごす時間が増えた今、読んでみませんか？



須木分館の旬な情報や話題をお届けします。

## ～すき学園活動報告～

### ①すき学園学習会 石窯ピザ体験学習

6月29日(月)、6月30日(火)の2日間(総勢25名で2班に分かれて)、えびの市のストーブハウスにて石窯ピザ体験をさせていただきました。北海道産の小麦粉を袋の中でシェイクから発酵までの時間のティータイムもあり、最高の贅沢を味わいました。

本格的ピザ職人の体験、鉄板に生地を広げ、自分好みの飾り付けから石窯投入(400℃で3分)後、自分でカットして食したピザの味は、今までに味わったことのないくらい最高の逸品でした。併用してカフェもされているので、今度はランチを食べに行きたいと意気込んでいらっしゃいました。



### ②すき学園学習会

#### 男の料理教室&陶芸教室

7月7日(火)、ふるさとセンター栄養指導室で男の料理教室を開催しました。学園生のご主人やご友人を対象とした講座は、レストラン待夢(坂下利満氏)のご指導の下、参加12名でサーモンの紙包み焼き他2品に挑戦しました。自然の恵みを食し、味のバランスも考えられていた「ジャガイモスープ」は舌触りもなめらかで、本格的ランチを食したことに皆さん感謝されていました。

また同日のふるさとセンター研修室では陶芸教室も開催されました。講師の有馬晴成氏のご指導の下、14名の学園生の皆さんは手びねり、ロクロ体験での作品づくりに没頭され、オリジナルご飯茶碗や世間が大変な時期なので「あまびえ」を作っている方もいました。1ヶ月後の焼き上がりが待ち遠しい様子でした。



## 狩猟により大切な農地を守りましょう

狩猟は人と野生鳥獣との持続的な共存の実現に寄与するものであり、決して自然環境の保全に反する行為ではございません。

特に、須木地区においては、特産品である栗、柚子をはじめ、水稻、家畜飼料等への被害は大変深刻であります。

鳥獣捕獲対策(シカネット・電機柵含む)なしでは農作業はできません。現在も猟友会の会員、約50名の方々が活動しておりますが、若い世代の狩猟免許取得者確保は直近の課題となっております。須木地区での昨年度の狩猟実績は、約1,100頭(シカ・イノシシ・アナグマ等)となっております。

国・県・市からの補助事業も充実しており、免許取得、捕獲の補助金も充実しております。興味のある方はご連絡をお待ちしております。

須木庁舎地域整備課 48-3131

## 令和2年小林市新婚ふるさと定住補助金の交付について

須木地区への定住を促進するため、須木区域在住の新婚者及び再婚者に対して補助金を交付します。該当される方は、申請期間内に申請書と必要書類をご提出ください。申請後、審査委員会において審査し、交付の決定を行います。

【交付金額：一組一律11万4千円】

申請要件(該当する方)

- ①婚姻期間(届け出のないものを除く)が、1年以上2年未満の新婚者又は再婚(どちらかが新婚)者
- ②令和3年3月31日までに須木区域に1年以上居住し、かつ、今後も須木区域に居住する意思がある者
- ③過去にこの補助金の交付を受けたことがない者
- ④市税等の滞納がない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者ではなく、又は暴力団関係者と密接な関係を有しない者

必要書類：補助金交付申請書、戸籍謄本、住民票、納税証明書

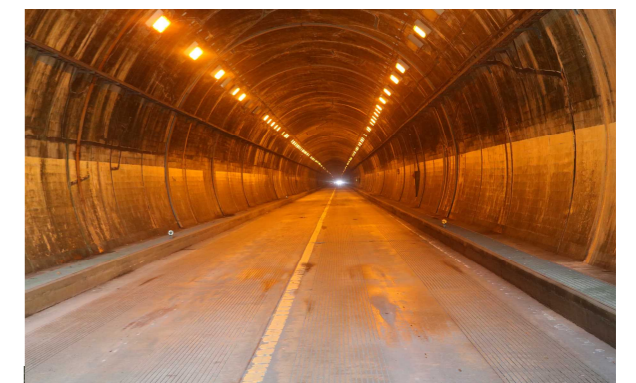
申請期間：令和2年12月28日(月)まで

申請場所：須木庁舎地域振興課

お問い合わせ：48-3130(須木庁舎地域振興課)

**※交付金には限りがあります。**

## ～住民生活課からのお知らせ～



## 不法投棄は犯罪です！

須木区内やトンネル内でゴミの不法投棄が相次いでいます。ゴミはルールを守って、指定された場所と時間に搬出してください。

不法投棄を見つけたときは、住民生活課までご一報ください。

須木庁舎住民生活課 48-3132